

主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・31年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17053	障がい者(児)タクシー料金助成事業	課名	地域福祉課 障がい者支援G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	会計	01:一般会計
	基本施策	04:障がい者の自立と社会参加の促進	款	03:民生費
	施策の方向	01:障がい者の自立支援	項	01:社会福祉費
戦略プロジェクト	-	目	02:障がい者福祉費	
事業予定期間	H 19 ~ H - 年度	主な根拠法令要綱等	亀山市タクシー料金助成事業実施要綱	

② 目的・概要	対象	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者
	目的	重度の障がい者や障がい児がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、障がい者(児)の外出の支援を行い、社会活動の促進を図る。
概要	道路運送法の許可を受け、市の区域を営業区域としている一般旅客自動車運送事業者と、この事業に協力してもらうための契約を行い、自動車税、軽自動車税の減免や燃料購入費用の助成を受けていない重度の障がい者(児)がその事業者の運行するタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。	

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	○タクシー料金助成 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	○タクシー料金助成 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	○タクシー料金助成 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	
	年度実績	対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 対象者 1,217人 交付者 309人 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害) 対象者 151人 交付者 39人			
事業の計画・実績	計画額	事業費	4,300千円	5,000千円	5,400千円
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	予算額	事業費	4,096千円	4,569千円	
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
決算額	事業費 ①	3,005千円			
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
人件費	総人件費 ②	614千円			
	一般職員	614千円			
	所要人員	0.08			
	臨時職員等	0千円			
総コスト(①+②)		3,619千円			
受益者負担率		0.0%			

				平成29年度	平成30年度	平成31年度	
④ 指標	①	名称	交付人数	計画値	①338 ②51	①369 ②55	①390 ②57
			①の障がい者(児)の人数 (じん臓機能障害以外) ②のじん臓機能障害者の人数	実績値	①309 ②39		
				単位		人	人
②	名称	交付率	計画値	①32 ②37	①35 ②40	①37 ②42	
		交付人数 / 対象となる重度の障がい者(児)の人数	実績値	①25 ②25			
			単位		%	%	
③	名称	利用率	計画値	①55 ②57	①60 ②60	①62 ②62	
		実際に利用したタクシーの助成金 / 交付したタクシー券の金額	実績値	①46 ②44			
			単位		%	%	

⑤ 事業の改善	前回評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 事業の継続について、重度障がい者(児)への助成の必要性がある。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 障がい者(児)が自立した生活を送り、社会参加するために必要な事業であることから現行どおり実施した。

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の対象者1,217人のうち309人にタクシー料金助成事業乗車券を交付した。また、身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)の対象者151人のうち39人に交付し、タクシー料金の一部を助成した。タクシー料金の一部を助成することにより障がい者(児)の外出の支援を行った。	A 計画どおり実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の対象者の利用率は46%で前年度比5%減、身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)の対象者の利用率は44%で前年度比14%減となったが、重度の障がい者(児)の外出時のタクシー料金の一部を助成することにより、障がい者(児)の外出の支援を行い社会活動の促進となった。	A 十分な成果を得た

⑦ 今後の対応方針	課題	【課題は何か】 タクシー乗車券交付対象者に対し交付率が計画値より低く、交付対象者の利用率についても計画値より実績値が低かった。また、利用率についても計画値より実績値が低く、障がい者(児)が外出される際にタクシー乗車券を活用していただき、障がい者(児)の自立した社会生活の支援を促進していくことが必要である。	今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 【その他の場合、その内容を記載】
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 障がい者(児)が自立して社会参加する支援を行うため、必要とされている適正な利用につながるようHP等で周知するとともに、手帳新規取得者など新たな対象者に窓口などで周知をする。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 障害者総合支援法の施行により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者(児)の日常生活や社会生活を総合的に支援することが求められており、本事業により、障がい者(児)が自立して社会参加する支援を行うことができる。	
対応時期		平成30年度	

【1次評価者】	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループリーダー 新海 理恵
【最終評価者】	健康福祉部 地域福祉課長 大泉 明彦